

2026年2月5日
有限責任 あずさ監査法人
会計・開示プラクティス部

企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対するコメント

当監査法人会計・開示プラクティス部は、2025年10月29日に公表された、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）並びに補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」（以下、「補足文書（案）」という。）に関するコメントを検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

- ・ 企業会計基準公開草案第89号（企業会計基準第10号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第88号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第90号（企業会計基準適用指針第19号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
- ・ 移管指針公開草案第17号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）
- ・ 移管指針公開草案第18号（移管指針第12号の改正案）「金融商品会計に関するQ & A（案）」（以下「金融商品Q & A案」という。）
- ・ 企業会計基準公開草案第90号（企業会計基準第11号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」
- ・ 企業会計基準公開草案第91号（企業会計基準第29号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」（以下「収益認識会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準公開草案第92号（企業会計基準第34号の改正案）「リースに関する会計基準（案）」（以下「リース会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準公開草案第93号（企業会計基準第37号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第89号（企業会計基準適用指針第13号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第91号（企業会計基準適用指針第30号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第92号（企業会計基準適用指針第33号の改正案）「リースに関する会計基準の適用指針（案）」

- 企業会計基準適用指針公開草案第 93 号（企業会計基準適用指針第 34 号の改正案）
「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
- 実務対応報告公開草案第 71 号（実務対応報告第 30 号の改正案）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」
- 移管指針公開草案第 16 号（移管指針第 7 号の改正案）「持分法会計に関する実務指針（案）」

質問 1 (開発にあたっての基本的な方針に関する質問)

IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準 (ステップ 2 及びステップ 3)」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準 (ステップ 4)」を開発するという本公開草案における開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 2 (範囲に関する質問)

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 3-1 (信用リスクの著しい増大の判定に関する質問)

本公開草案における債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい増大の判定 (簡素化された判定方法を含む。) に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

ただし、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)但書では、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるケースを 3 つ挙げているが、反証を認める余地があると考えられるケースはこの 3 つに留まらないと思われる。この点、3 つのケースが限定列举なのか、反証できるケースの例示なのかが必ずしも明らかではないため、明確化が必要であると考えられる。

簡素化された予想信用損失の算定方法を適用した場合、期末において要判定格付に区分された債務者が、前期末に要注意先以下であったケースでは、すでに信用リスクの著しい増大が解消している場合もあると考えられる。

それにもかかわらず、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)但書に示される 3 つのケースが限定列举であるとした場合、当該債務者に対する債権等について信用リスクの著しい増大があるものとみなされ反証ができないことになる。しかし、このような取扱いは、債権等の発生の認識以降の信用リスクの著しい増大に着目するという原則に照らし、適切でないと考えられる。そのため、前期末に要注意先以下であったケースについても、前期末との比較により、列举された 3 つのケースと同様の整理を可能とすることが望ましいと考えられる (※)。

また、仮に 3 つのケースが限定列举ではなく、各企業に弾力的な判断の余地が認められるのであれば、その旨が本公開草案の文案からは必ずしも明らかではないため、明確化を要請する。

さらに、列挙された 3 つのケース以外にも、信用リスクの著しい増大がないと個別に判断できるケースは存在しうると考える。この点を踏まえると、その他要注意先に係る予想信用損失適用指針案第 60 項(1)の判定方法と同様に、要判定格付に区分された債務者についても、個別債権レベルの反証を可能とする旨を明記することが望ましいと考える。

(※) 期末において要判定格付に区分された債務者が、前期末にその他要注意先に区分されており、予想信用損失適用指針案第 60 項(1)但書に従って、個別の債権等の単位で債権等の発生の認識以降の信用リスクの著しい増大が生じていないと反証されていた場合についても明確化が必要と考える。すなわち、同一の債務者に対して複数の債権が存在し、そのうち一部の債権については反証が成立している一方で、他の債権については反証が行われていない場合に、その後、内部信用格付に基づく債務者単位の判定をどのように考えるべきか明確でないため、この点についても明確化が必要と考える。

質問 3-2 (予想信用損失の算定方法に関する質問)

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下の点を除いて、同意する。

- (1) 「簡素化された予想信用損失の算定方法」については、「会計方針」の選択肢として定めるのではなく、「会計上の見積りの方法」の一つと位置づけることが適切であると考え。
- (2) リースにより生じた債権に係る予想信用損失の割引率は、「貸手の計算利率」ではなく、「リースにより生じた債権の測定に用いるのと同じ割引率」と定めるべきと考える。
- (3) 「予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め」をリース債権とリース投資資産で別々に選択できるのか、明記すべきであると考え。
- (4) リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に予想信用損失を計上する場合、残存価額に生じている含み益をどのように考えるべきであるのかについて、明記すべきであると考え。
- (5) 劣後債権に係る金融商品実務指針案の定めについて、予想信用損失適用指針案の要求事項との関係性を明確にすべきと考える。
- (6) 契約資産についても IFRS 第 9 号と同様に、単純化したアプローチに関する定め適用対象に含まれることを明確化すべきと考える。
- (7) 償却原価法の適用に際して金利差額調整法における定額法を用いる場合において、予想信用損失の算定に用いる割引率を明確化すべきと考える。
- (8) 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、予想信用損失適用指針案第 55 項

(4) 貨幣の時間価値に関する定め的位置付けを明確化することが望ましい。

- (9) 日本の実務におけるロールオーバーを前提とする貸出においても、会計上の信用損失算定に用いる「債権等の予想存続期間」に契約期間を超える期間を用いることの可否について、明確化を検討すべきと考える。

(1) 「簡素化された予想信用損失の算定方法」を「会計方針」の選択肢とすることについて

予想信用損失適用指針案 BC90 項及び BC131 項を踏まえると、「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、「会計方針」の選択肢として位置付けられていると考えられる。しかし、以下のような懸念点から、「会計上の見積りにおける簡便的な方法」として整理すべきであると考ええる。

① 会計方針の変更

予想信用損失の算定方法については、実務上、複数の方法が認められてしかるべきであるが、その違いは、財務諸表作成時点で入手可能な情報に基づき、将来の信用損失をどのように見積もるかに過ぎないと考えられる。この点を踏まえると、会計方針の定義「財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続」（企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4 項(1)）には該当しないと考えられる。

ここで、本改正案を適用した場合、企業が予想信用損失の算定方法を変更する際に、「簡素化された予想信用損失の算定方法」とその他の算定方法との間の変更は会計方針の変更該当する一方で、「簡素化された予想信用損失の算定方法」以外の算定方法の間での変更は会計上の見積りの変更とされる可能性がある。

このような不整合な取扱いは、会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区分を不明確にし、財務諸表利用者に混乱を生じさせる懸念があるため、実務上望ましくないと考える。

② 連結グループ内の会計方針の統一

連結グループ内では、原則として会計方針の統一が求められているため、グループ内に複数の銀行が存在する場合、一つの銀行が「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用すると、他の銀行も同一の会計方針を採用することが求められることとなる。

しかし、当該他の銀行の信用リスク管理状況によっては、同様の融資であっても、より原則的な算定方法を採用できる場合も考えられる。それにもかかわらず、会計方針の統一が求められることにより、「簡素化された予想信用損失の算定方法」以外の、より精緻な信用損失の算定方法の採用が

阻害されるとすれば、財務情報の質を低下させるものであり、合理的ではないと考える。

以上より、「簡素化された予想信用損失の算定方法」については、「会計方針」の選択肢として定めるのではなく、「会計上の見積りの方法」の一つと位置づけることが適切であると考ええる。

なお、「会計上の見積りの方法」と位置付ける場合であっても、「重要な会計上の見積りに関する注記」や、予想信用損失適用指針案第 72 項(2)に基づく「信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する注記」が行われることにより、財務諸表利用者への情報提供として不足する懸念はないと考える。

(2) リースにより生じた債権に係る予想信用損失の割引率について

予想信用損失適用指針案第 48 項(2)では、「リースにより生じた債権については、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に従った貸手の計算利率」とされている。しかし、「リースにより生じた債権」にはオペレーティング・リースに係る債権も含まれるため、「貸手の計算利率」という表現を用いるのは適切でないと考ええる。

この点、IFRS 第9号では、B5. 5. 46 項で「リース債権に係る予想信用損失は、IFRS 第16号に従ったリース債権の測定に用いるのと同じ割引率を用いて割り引かなければならない。」としている。同項が「リースの計算利率」に言及していないのは、リース債権にはファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権の双方が含まれる点を踏まえた整理であると考えられる。日本基準においても、同様の定めとすることが妥当であると考ええる。

(3) リース債権とリース投資資産に係る「予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め」について

リース会計基準案 BC57 では、「この場合、リース投資資産に関して、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め（金融商品会計基準第 28-5 項）についてリースにより生じた債権の取扱いに準じて適用することができると考えられる。」としている。

しかし、この「予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め」を、リース債権とリース投資資産で別々に選択可能であるのかどうかは、本公開草案からは必ずしも明確ではない。

したがって、当該選択の適用単位を明確にすべきであると考ええる。

(4) 「リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分」に対する

予想信用損失の算定について

金融商品会計基準案第 68-4 項では、「リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分」に予想信用損失を計上することとされている。すなわち、リース投資資産のうち見積残存価額部分は、明示的に予想信用損失の算定対象から除外されている。この点、IFRS 会計基準においては所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースの区分がなく、正味ファイナンス・リース未回収額全体が IFRS 第 9 号の減損の要求事項の対象となっている点で、両基準には違いがある。

ここで、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下、「新リース会計基準」という。）BC56 項によれば、所有権移転外ファイナンス・リースの場合、貸手はリース料と見積残存価額の価値により回収を図るとされている。このため、リース投資資産は将来のリース料を収受する権利と見積残存価額から構成される複合的な資産であるとしている。この観点からすると、リース投資資産の回収可能性は会計上、リース投資資産全体を一つの単位として捉えることが適切であると考えられる。実際、残存価額に含み益がある場合には、将来のリース料をすべて回収できなくても、リース投資資産全体として損失を補える可能性があり、貸手にとっての回収可能性は棄損していないとも言えるためである。

一方で、見積残存価額の含み益は、債務者の支払義務の履行に対する担保とは異なる性質を有する。このため、将来のリース料を収受する権利に係る部分の予想信用損失を算定する際に、残存価額部分をどの程度考慮すべきかは議論の余地があるとも考えられる。基準上でこの点が明記されていない場合、実務上の解釈に相違が生じ、混乱を招くことが懸念される。

したがって、「リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分」に対する予想信用損失算定に関する考え方について、基準上で明確化されることが望まれる。

(5) 劣後債権に係る貸倒引当金について

金融商品実務指針案第 118 項（及び設例 14）では、劣後債権に係る貸倒引当金に関して、従来の「回収可能見込額が帳簿価額を下回った場合には、当該下回った額をもって劣後債権に対する貸倒見積高」とする定めから「期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合には、当該下回った額をもって劣後債権に対する予想信用損失」とする定めへ改正することが提案されている。しかし、この改正案の定めは、以下の点から予想信用損失適用指針案の要求事項との関係が明確でなく、明確化が必要と考える。

- ・ 期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った額が、単一の値として算定

される「全期間の予想信用損失」（金融商品会計基準案第 28 項(2))を意図しているのか、又は期待キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った額を予想信用損失として「12 か月の予想信用損失」（金融商品会計基準案第 28 項(1))と「全期間の予想信用損失」の 2 種類が存在することを想定しているのかが明確でない。後者の場合、その算定方法について明確化が必要であると考えられる。

- ・ 金融商品実務指針案第 118 項の例示では、劣後債権の債務者は特別目的会社である。しかし、劣後債権がさらされている「通常の債権を上回る高い信用リスク」は、契約条件によっては特別目的会社ではなく、特別目的会社に譲渡された原資産の債務者の信用リスクである場合も考えられる。この場合、信用リスクの著しい増大の判定、及び信用減損の有無を判断する際、原資産の債務者の信用リスクをルックスルーする必要があるのかが明確でない。ルックスルーしない場合、劣後債権であっても当初計上されるべき貸倒引当金は 12 か月の予想信用損失になると考えられる。
- ・ 資産担保型ローンでは、原資産の回収状況に応じて分配が行われるウォーターフォール構造が契約上織り込まれている場合がある。このような場合、当初の回収期待に満たないことが生じても、それは原資産の回収が期待を下回ったに過ぎず、契約上のキャッシュ・フローが棄損しているわけではない。したがって「企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を現在価値に割り引いたもの」（金融商品会計基準案第 14 項(注 5-2))という信用損失の定義には該当しないとも考えられる。

また、金融商品実務指針案第 118 項に基づく「予想信用損失」の算定方法は、実質的には従来の貸倒見積高と変わらない結果となる可能性がある。

したがって、予想信用損失適用指針案の要求事項との関係性を明確に整理することが困難な場合には、従来の処理の継続を認める対応が合理的であると考えられる。

なお、今回の改正案では金融商品の分類及び測定について最小限の見直しにとどまっているものの、将来的には、SPPI 要件（※）を満たさない金融資産については公正価値測定を要求する IFRS 会計基準との国際的な整合性の観点から、追加の見直しが検討される可能性がある。この場合、劣後債権については、SPPI 要件を満たさず、予想信用損失の算定対象外となるケースが存在すると考えられる。このような状況に鑑みると、金融商品の分類及び測定の改正が行われるまでの期間に限り、予想信用損失を算定する負担が生じる可能性がある。この観点からも、従来の処理の継続を認める対応が合理的であると考えられる。

（※）「金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである

キャッシュ・フローが所定の日に生じる。」という償却原価で測定するための要件の1つ（IFRS第9号第4.1.2項(b)）

(6) 契約資産に対する単純化したアプローチの適用について

IFRS第9号第5.5.15項では、営業債権、契約資産及びリース債権を単純化したアプローチの適用対象としている。これを踏まえ、本公開草案では、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権について単純化したアプローチに関する定めが取り入れられている（予想信用損失適用指針案 BC26 項）。すなわち、単純化したアプローチは債権一般に適用可能な定めとはされていない。

ここで、契約資産については、収益認識会計基準案第150-4項において、「企業会計基準適用指針第XX号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）における債権の取扱いに準じて取り扱うこと」とされているものの、「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等の取扱いに準じて取り扱うこと」とは記載されていない。そのため、当該規定からは契約資産に対して単純化したアプローチが適用可能であるか否かが明確でない。

また、予想信用損失適用指針案第83項（一定の期日経過日数に基づく信用リスク・エクスポージャーの開示）が契約資産に適用されるかも明確でない（質問5（開示に関する質問）(2)参照）。同項はIFRS第7号「金融商品：開示」第35N項を取り入れたものと理解しているが、IFRS会計基準では契約資産も開示対象に含まれている。

以上を踏まえると、契約資産については、単に「債権の取扱いに準じて取り扱う」とするのではなく、「一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等の取扱いに準じて取り扱う」旨を明確にする必要がある。これにより、IFRS第9号と同様に契約資産が単純化したアプローチの適用対象に含まれることが明確になるため、実務の混乱防止としても望ましいと考える。

(7) 金利差額調整法における定額法を用いる場合の予想信用損失の割引率について

予想信用損失の算定において貨幣の時間価値を考慮するために割引を行う際、原則として実効金利を用いることになる。一方で、購入又は組成した信用減損債権、リースにより生じた債権、金融保証契約及び貸出コミットメント等については予想信用損失適用指針案第48項(1)～(4)において、また、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて約定金利を用いて償却原価の算定を行う場合については第65項において、それぞれ個別の定めが設けられている。

ここで、購入又は組成した信用減損債権以外について、償却原価法の適用に際して金利差額調整法における定額法を用いた場合（金融商品実務指針案第 70 項但書、105-3 項）は、上述の個別の定めの対象とはならないため、予想信用損失の算定においては実効金利を用いることが想定されているものと考えられる。しかし、この場合、償却原価法の適用が実効金利法に基づいていないにもかかわらず、予想信用損失の算定目的のために別途実効金利を算定する必要があるのかについては明確ではない。金利差額調整法における定額法は、実効金利の算定に伴う実務負担を軽減する趣旨で認められたものであり、予想信用損失の算定のために実効金利の算出を求めることは、当該趣旨にそぐわないと考えられる。

また、購入又は組成した信用減損債権について金利差額調整法における定額法を用いて償却原価法を適用する場合（金融商品実務指針案第 105-4 項）には、予想信用損失適用指針案第 48 項(1)に基づき、予想信用損失の算定における割引として信用調整後の実効金利を用いることになると考えられる。しかしながら、この場合についても、償却原価法の適用が信用調整後の実効金利に基づく実効金利法によらないにもかかわらず、予想信用損失の算定のために信用調整後の実効金利を用いることが要求されるのかは、金利差額調整法における定額法を認めた趣旨に照らして必ずしも明らかではない。

以上を踏まえると、実務上の混乱が生じるおそれがあるため、償却原価法の適用に際して金利差額調整法における定額法を用いる場合に、予想信用損失の算定に用いるべき割引率について明確にすることが望まれると考える。

(8) 予想信用損失の算定に係る割引計算に約定金利を用いる場合について

予想信用損失適用指針案第 55 項では、次の項目について簡素化された予想信用損失の算定方法を適用することができると定めている。

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定（第 56 項から第 62 項参照）
- (2) 債権等の予想存続期間（第 63 項参照）
- (3) 将来予測シナリオ（第 64 項参照）
- (4) 貨幣の時間価値（第 65 項参照）

ここで、上記(1)から(3)の項目に関しては、参照先の条項において原則的な方法とは異なる簡素化された方法を用いることができる旨の定めが明示されている。一方で、(4)の貨幣の時間価値について参照される第 65 項では、約定金利を用いて償却原価の算定を行う場合（金融商品実務指針案第 105-2 項のオプションを適用する場合）に、予想信用損失の算定においても約定金利を用いて割引を行うことが定められているにすぎず、予想信用損失の算定に係る簡素化された方法をオプションとして位置づけているわけではない。

したがって、貨幣の時間価値に関する簡素化された方法として約定金利による割引をオプションとして設ける趣旨であれば、第 65 項においても、他の参照先の条項と同様に「予想信用損失の算定において約定金利による割引（簡素化された方法）を用いることができる」旨を明確にする必要がある。そのうえで、予想信用損失適用指針案 BC115 項が「予想信用損失の算定における貨幣の時間価値の考慮と償却原価による測定は予想信用損失の計算過程において不可分の関係にあると考えられることから、金融商品実務指針第 105-2 項と本適用指針第 65 項は同時に適用することとしている。」と明示しているとおり、第 65 項のオプションを適用する場合は、償却原価の算定においても約定金利を用いるオプション（金融商品実務指針案第 105-2 項）を適用すべき旨を併せて規定すべきであると考ええる。

他方で、基準開発時の意図として、予想信用損失適用指針案第 55 項(4)は任意のオプションとしての位置づけていないのであれば、貨幣の時間価値を簡素化された予想信用損失の算定方法の対象項目として掲げていること自体が適切でないと考えられ、予想信用損失適用指針案第 55 項から(4)を削除することが妥当であると考ええる。

なお、予想信用損失適用指針案第 65 項に加え、予想信用損失適用指針案第 55 項(4)に選択肢として記載している意図が、約定金利に基づき償却原価を算定していない場合（例えば金利差額調整法に基づく定額法を採用している場合）においても、予想信用損失の算定に約定金利を使うことができる可能性を示唆する趣旨であるのであれば、その点は本公開草案の文言からは必ずしも明確ではなく、明確に規定すべき説明を要すると考える。

(9) ロールオーバーを前提とする貸出について

日本では、実態として長期の貸付金であっても、契約形態を短期間（1 か月や3 か月）とし、継続的にロールオーバーする実務が行われている。契約期限の到来時に資金を引き上げることが想定しない以上、信用リスク管理の観点からはロールオーバーを考慮することが多いと考えられる。

予想信用損失適用指針第 39 項において「(略) 取引慣行と整合する場合であっても、契約上の最長期間より長い期間を使用しない。」と、IFRS 第 9 号第 5.5.19 項と同様の規定が定められており、日本におけるロールオーバーを前提とする貸出実務においても、契約期間を超える期間を予想信用損失の算定に用いることはできないと理解している。

しかしながら、予想信用損失適用指針は基本的に企業自身のリスク管理との整合が図られていることもあり、ロールオーバーを前提とする短期融資については、契約書上の期間が短期であっても、黙示的に貸出コミットメントが供与

されているとみなし、同 40 項が適用され得ると解釈される状況も考えられる。

このように日本の実務を踏まえた場合、解釈の相違により実務の取扱いが分かかれ、混乱を生じるおそれがあるため、当該点を整理し、明確化を図ることが適切と考える。

質問 4（償却原価に係る会計処理に関する質問）

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下の点を除いて、同意する。

- (1) 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」）第 84 項に基づき満期保有目的の債券からその他有価証券等へ振り替える際に、計上済みの予想信用損失が戻入益として計上されることを防ぐために、当該取扱いについて改正を検討するべきであると考えます。
- (2) 金融商品実務指針案第 57-2(2)に定める金利差額調整法の定義において、取得差額が「金利調整差額」である場合に限り加減算の対象とする旨の表現へ修正するべきであると考えます。
- (3) 金融商品実務指針案 105-2 項に定められた約定金利を用いることのできるオプションについて、以下のとおり考える。
 - ① 「実効金利の不可分な一部である手数料」については、すべて契約期間等にわたり収益を認識するものとして取り扱うことが合理的である。
 - ② 「金融資産の取得に直接起因する増分コスト」については、実務負担に配慮する観点から、契約期間にわたり定額で認識する等の簡便法を認めることが合理的である。
- (4) 金融商品会計基準案第 14 項における債権の貸借対照表価額の定めについては、予想信用損失控除前の金額についても、予想信用損失同様に貨幣の時間価値を反映した測定基礎とすべきであると考えます。
- (5) 金融商品実務指針案第 57-9 項における、金融資産の予想存続期間より短い期間を用いる取扱いについては、IFRS 第 9 号 B5.4.4 項の具体例もあわせて取り入れ、適用範囲を明確化すべきであると考えます。
- (6) 減損前に実効金利に代えて約定金利又は金利差額調整法における定額法を適用していた場合、また信用減損資産に金利差額調整法における定額法を適用する場合のいずれにおいても、信用減損金融資産の受取利息をどのような金利で算定すべきかについて、約定金利を用いるなど、実務上採用し得る簡便的かつ償却原価の算定と整合的な方法を明確化すべきであると考えます。
- (7) 信用減損金融資産に係る受取利息を不計上とする場合における償却原価法の適

用方法を明確化することが望ましいと考える。

- (8) 条件変更により事後的に契約条件に基づく期待キャッシュ・フローの見積りが変更された場合に、実効金利法をどのように適用すべきかについて会計上の取扱いを明確化すべきであるとする。

(1) 満期保有目的の債券からその他有価証券等に振り替える場合について

金融商品実務指針第 84 項では「満期保有目的の債券について、その保有目的が変更され、又はその一部を売却したため残りの銘柄の満期保有目的が否定されたことにより、保有目的区分を売買目的有価証券又はその他有価証券に変更するときは、変更時の償却原価をもって振り替える。」と規定されており、今回、この第 84 項については改正提案がなされていない。

ここで、「変更時の償却原価をもって振り替える」とされていることから、改正基準適用後に同項に従い満期保有目的の債券からその他有価証券に振り替える場合には、満期保有目的の債券に対して計上していた予想信用損失を戻入益として純損益に認識し、時価評価差額をその他有価証券評価差額金に計上することになる。満期保有目的債券は当初取得時において信用リスクが限定的であると考えられるものの、振替時点では、減損処理が必要な水準に至らないものの一定の価値の棄損が生じている場合もあり得る。その場合には、戻入益が純損益に生じる一方で、その他の包括利益において損失が計上される結果となるが、このような会計処理が有用な財務情報を提供するかについては疑問が残る。

満期保有目的債券の区分変更は、基準の趣旨からすれば本来望ましくない取扱いであるにもかかわらず、当該処理により純損益に収益が計上されることは合理的とはいえないと考える。

したがって、計上済みの予想信用損失が戻入益として計上されることを防ぐために、当該取扱いについて改正を検討すべきであるとする。

(2) 金利差額調整法の定義について

金融商品実務指針案では、以下のとおり用語の定義が示されており、金利差額調整法は、取得差額が「金利調整差額」であるか否かを問わず、取得差額を加減算（つまり償却）するものとして定義されている。

- ・ 金利調整差額：「金利調整差額とは、金利の調整により生じた取得差額及び収入差額をいう。」（第 57 項(9)）
- ・ 金利差額調整法：「金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、金融資産については取得差額、金融負債については収入差額を償還期又は弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。」（第 57-2 項(2)）

しかしながら、金融商品Q&A案Q25では、「取得差額はもはや金利調整差額とは考えられませんので、以後、金利差額調整法による償却原価法の適用はありません。」とされており、上記の定義に照らすと整合が取れていない状況にある。

金利調整差額法は、現行実務指針における償却原価法を指すものである（金融商品実務指針案第 261-4 項）。したがって、用語定義の修正を検討すべきであると考えられる。

具体的には、以下のような修正が考えられる。

- ・ 公開草案：金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、金融資産については取得差額、金融負債については収入差額を償還期又は弁済期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。
- ・ 修正案：金利差額調整法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、その金利調整差額を償還期又は弁済期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。

(3) 実効金利に代わり約定金利を用いた場合の「実効金利の不可分な一部である手数料」に係る会計処理について

① 実効金利の不可分な一部である手数料

金融商品実務指針案第 105-2 項では、実効金利法の適用に伴う実務負担に配慮する観点（同第 293-3 項）から、実効金利に代わり約定金利を用いることができるオプションが設けられている。しかしながら、当該オプションを選択した場合には、「実効金利の不可分な一部である手数料」について収益認識会計基準に照らした追加的な検討が求められるほか、貸出実行時に履行義務が充足されたと判断されれば、原則的な実効金利法を適用した場合と比較して収益認識の時期が大きく異なり、結果として前倒しの収益認識が生じ得るという問題がある。

このような状況を踏まえると、「実効金利の不可分な一部である手数料」については、すべて契約期間等にわたり収益を認識する取扱いとすることが合理的であると考えられる。

具体的には、金融商品実務指針案第 105-2 項を以下のように修正することが考えられる。

- ・ 公開草案：組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができる。この場合、本実務指針第 57-6 項に定める実効金利の不可分な一部である手数料は償却原価の算定

には含まれず、収益認識会計基準に準じて、収益を認識する。また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができる。

- 修正案：組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができる。この場合、本実務指針第 57-6 項に定める実効金利の不可分な一部である手数料は償却原価の算定には含まれず、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理する。

② 金融資産の取得に直接起因する増分コスト

金融商品実務指針案第 105-2 項では、実効金利の代わりに約定金利を用いるオプションが設けられており、「実効金利の不可分な一部である手数料」については収益認識会計基準に準じて会計処理することが定められている。これは、実効金利法の適用に関する実務負担に対する懸念に対応した措置である（金融商品実務指針案第 293-3 項）。

一方で、第 57-3 項で、実効金利の構成要素とされている金融資産の取得に直接起因する増分コストについては、実効金利に代わり約定金利を用いる場合の具体的な処理方法が示されていない。増分コストについても「実効金利の不可分な一部である手数料」と同様に、実効金利法の適用に伴う実務負担が生じ得るため、実務負担に配慮する観点から、契約期間にわたり定額で認識する等の簡便法を認めることが合理的であると考えられる。

(4) 債権の貸借対照表価額に係る定めについて

金融商品会計基準案第 14 項では、「債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。ただし、貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。」と定められている。すなわち、予想信用損失控除前の測定基礎は次のように区分されている。

- 原則：取得価額（貨幣の時間価値の概念には基づかない測定基礎）
- 例外：償却原価（貨幣の時間価値を明示的に反映する測定基礎）

一方で、予想信用損失については、原則として貨幣の時間価値を反映して算定することが求められる（金融商品会計基準案第 27-2 項(2)）。このため、「取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除」する場合には、控除前の金額が貨幣の時間価値を反映しない取得価額である一方、控除する金額は貨幣の時間価値を反映していることになり、概念上のねじれが生じて

いると考えられる。

したがって、当該ねじれを解消する観点からは、予想信用損失控除前の金額を「償却原価」に統一し、すべての債権について、「償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除」する取扱いとすることが適切であると考えられる。そのうえで、重要な金融要素を含まない債権については実効金利をゼロとして扱い、取得価額をもって償却原価とする旨を基準上明確に規定すべきである。

本公開草案の記載では、取得価額を用いる売掛金等について予想信用損失を算定する際にどのような実効金利を用いるべきか必ずしも明らかではないが、上記の統一的な取扱いを採用すれば、予想信用損失算定における割引率として実効金利（ゼロ）を適用することとなり、整合的な取扱いが実現すると考えられる。

さらに、上記の変更を行うことを前提に、予想信用損失適用指針案第 82 項の注記対象についても、次のとおり「償却原価」に統一することが適切であると考えられる。

- ・ 公開草案：信用リスク格付ごとに債権等の取得価額又は償却原価
- ・ 修正案：信用リスク格付ごとに債権等の償却原価

(5) 実効金利法の適用において金融資産の予想存続期間よりも短い期間を用いる場合について

金融商品実務指針案第 57-9 項は、IFRS 第 9 号 B5.4.4 項の定めを基礎としているものの、その一部のみを取り入れ、同項に記載されている具体例は省略されている。その結果、金融商品実務指針案第 57-9 項は抽象的な内容にとどまり、具体的にどのような状況を想定した定めであるのかを理解することが困難となっている。

IFRS 第 9 号 B5.4.4 項を十分に踏まえないまま一部のみを参照すると、当該定めがどのような状況に適用されることを意図しているのかが不明確となり、本来想定されない状況に誤って援用される可能性がある。このような解釈のぶれは実務に混乱を生じさせるおそれがあると考えられる。

したがって、IFRS 第 9 号 B5.4.4 項の定めを取り入れるのであれば、その一部にとどめるのではなく、同項に記載されている具体例もあわせて取り入れることが望ましいと考える。具体的には、同項において示されている以下の記載を反映することが適当である。

「これは、手数料、授受されたポイント、取引コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントが関連している変数が、当該金融商品の予想される満期の前に市場金利に改定される場合に当てはまる。このような場合には、適切な

償還期間は次回の金利改定日までの期間である。例えば、変動金利の金融商品に係るプレミアム又はディスカウントが、金利が最後に支払われた以降に当該金融商品について発生した金利、又は変動金利が市場金利に改定された以降の市場金利の変動を反映している場合には、次回に変動金利が市場金利に改定される日まで償却する。これは、次回の金利改定日において、そのプレミアム又はディスカウントが関連している変数（すなわち、金利）が市場金利に改定されるため、そのプレミアム又はディスカウントは次回の金利改定日までの期間に関連するものだからである。しかし、プレミアム又はディスカウントが、当該金融商品における特定された変動金利に上乗せされる信用スプレッド（又は市場金利に改定されない他の変数）の変動により生じた場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって償却する。」

(6) 信用減損金融資産に係る受取利息の算定について

購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産については、信用減損金融資産となった後の期において、金融資産の帳簿価額に実効金利を適用して受取利息を算定することとされている（金融商品実務指針案第 119 項(2)）。この定めは、IFRS 第 9 号第 5.4.1 項(b)の「購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産。そうした金融資産については、企業はその後の報告期間において金融資産の償却原価に実効金利を適用しなければならない」という規定を取り入れたものであると理解している。

しかしながら、IFRS 第 9 号には実効金利法の適用に際して約定金利を用いるオプションや、金利差額調整法における定額法により償却原価を算定するオプションは存在しない。そのため、以下の 2 つのケースにおいては、信用減損金融資産となった後の期において、どの金利を適用して受取利息を算定すべきかが明確でなく、明確化が必要であると考えられる。

- ・ 組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いていた場合（金融商品実務指針案第 105-2 項）
- ・ 購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて、第 105 項にかかわらず、償却原価法の適用に際して、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法を用いていた場合（金融商品実務指針案第 105-3 項）

さらに、購入又は組成した信用減損債権については、受取利息は債権の帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して算定するとされている（金融商品実務指針案第 119 項(1)）。一方で、当該債権であっても一定の要件を満たす場合に

は金利差額調整法における定額法を用いることが認められている（金融商品実務指針案第 105-4 項）。この場合、償却原価を金利差額調整法における定額法で算定しつつ、その帳簿価額に信用調整後の実効金利を適用して受取利息を算定するという取扱いの整合性は明確でなく、実務上理解しがたい面がある。

以上のとおり、信用減損金融資産に係る受取利息の算定において、約定金利オプションや金利差額調整法における定額法とどのように整合させるかが本公開草案からは必ずしも明らかではない。したがって、これらの日本独自のオプションを適用した場合に、信用減損金融資産の受取利息をどのような金利で算定すべきかについて、約定金利を用いるなど、実務上採用し得る簡便的かつ償却原価の算定と整合的な方法を明確化すべきであると考ええる。

(7) 信用減損金融資産に係る受取利息を不計上とする場合における償却原価法の適用方法について

金融商品実務指針案第 120 項では、第 105-2 項に基づき実効金利法の適用に際して約定金利を用いる等の一定の要件を満たす場合に、信用減損金融資産に係る受取利息を不計上とするオプションが認められている。

しかしながら、このオプションを適用した場合に、対象債権に対してどのように償却原価法を適用するのかが本公開草案からは明確でなく、整理が必要であると考ええる。

すなわち、受取利息と減損損失を両建てで計上することに代えて、受取利息を不計上とするということは、元本からの回収のみを前提とし、約定利息をゼロとみなす取扱いを意味すると考えられる。一方で、その後の償却原価法の適用について複数の解釈が成り立ち得るものの、いずれも課題があるため、会計基準として明確化が求められる。

具体的には、次のような考え方が想定される。

- ① 約定利息をゼロとみなしていることと整合的に、将来の期待キャッシュ・フローにも契約上の利息を織り込まず実効金利をゼロとする場合
この考え方に従えば、償却原価法は実効金利ゼロで適用されるが、受取利息を不計上とするタイミングを契機として実効金利が変化することになり、そのような会計処理が想定されているかは本公開草案から明らかではない。
- ② 従前からの実効金利を変えずに踏襲し、将来の期待キャッシュ・フローも契約どおりの利息発生を前提とする場合
しかし、この考え方に従う場合、既経過分の利息についてはゼロとみなす処理を行っているにもかかわらず、将来は契約上の利息を前提としており、前後で処理の前提が矛盾する結果となる。

- ③ 従前の実効金利を踏襲しつつ、将来の期待キャッシュ・フローは契約上の利息をゼロとみなす場合

しかし、この方法は元本回収のキャッシュ・フローのみを割り引き、割り引かれた元本の割り戻しに相当する利息部分が計上されないことから、償却原価法としての理論構造と整合しない。

以上のとおり、どの取扱いも本公開草案では十分な整合性が確認できず、実務上の混乱が懸念される。

したがって、信用減損金融資産に係る受取利息不計上のオプションを適用する場合の償却原価法の具体的な適用方法について、基準上明確に定めることが必要であると考えます。

(8) 事後的に実効金利の変更が生じる場合の取扱いについて

今回の改正においては、当面の間、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないこととされている（予想信用損失適用指針案 BC13 項）。このため、予想信用損失適用指針案には、条件変更が行われた場合の会計処理に関する規定が設けられていない。

一方で、金融商品実務指針案第 57-3 項では、実効金利の算定に際し、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮して期待キャッシュ・フローを見積るとされている。したがって、事後的に契約条件が変更され、当初見積もっていた期待キャッシュ・フローが変更された場合には、経済的な観点からは実効金利に変化が生じると考えられる。

しかし、このことが直ちに会計上の実効金利の見直しを行うことを意味するわけではない。実効金利の変更が必要となるのか、それとも当初の実効金利を維持した上で償却原価を調整するのかといった論点について、本公開草案からは判断が困難であり、実務上の混乱を招くおそれがある。

以上を踏まえると、事後的に期待キャッシュ・フローの見積りに変更が生じた場合の実効金利法の適用方法について、明確化することが望ましいと考える。

質問 5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
--

以下の点を除いて、同意する。

- (1) 予想信用損失適用指針案第 90 項(1)における「債権」については、満期保有目的の債券を含む表現に変更すべきであると考えます。
- (2) 契約資産及びリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分

に対する信用リスクに関する注記の適用範囲を明確化すべきであると考える。

- (3) IFRS 第 9 号とは異なる日本独自のオプションの適用状況と適用範囲を財務諸表利用者が識別できるよう、当該オプションに係る注記を要求すべきであると考える。
- (4) 実効金利法に含めない手数料を収益認識会計基準に準じて会計処理する場合には、開示についても同基準に準じる旨を明確にすべきであると考える。

(1) 満期保有目的の債券に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーについて

予想信用損失適用指針案第 90 項（信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額に関する規定）では、(1)債権、(2)金融保証契約、(3)貸出コミットメント等についての記載があるが、満期保有目的の債券に係る記載は含まれていない。

開示の趣旨を踏まえれば、満期保有目的の債券を対象から除外する合理的な理由は見当たらないと考えられる。本来であれば、「(1)債権の償却原価」の記載に満期保有目的の債券を含めることが適切であると考えられる。

(2) 契約資産・リース投資資産に係る信用リスクに関する注記について

契約資産やリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分は予想信用損失の算定対象とされている（収益認識会計基準案第 150-4 項、リース会計基準案 BC57 項）。しかし、予想信用損失適用指針案において、これらが「信用リスクに関する注記」の対象になるか否かについては、以下の通り明確ではない。

- ・ 契約資産：
収益認識会計基準案第 150-4 項において、開示も含めて予想信用損失適用指針の債権の取扱いに準じて取り扱うことになると考えられる旨が示されているものの、予想信用損失適用指針案には明示的な記載がない。また、質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）(6)にも記載のとおり、IFRS 第 7 号における契約資産の扱いと予想信用損失適用指針案の扱いには相違があり、その相違が意図したものかどうかは本公開草案から読み取れない。
- ・ リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分：
リース会計基準案 BC57 項には「予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行う。」とされているにとどまり、開示の扱い自体には言及されていない。仮に「会計処理」に開示が含まれると解釈する場合でも、リース投資資産のうち残存価額部分は予想信用損失適用指針案の対象外であるため、貸借対照表上のリース

投資資産のうちどの部分が信用リスクの開示の対象となるか、また貸借対照表価額との整合をどのように確保するかが明確ではない。

この点、IFRS 第 7 号では信用リスクの開示対象として IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の契約資産が含まれることが明示されており、また IFRS 第 16 号「リース」では日本基準におけるリース投資資産とリース債権の区分が存在せず、いずれもリース未収金という金融資産として IFRS 第 7 号の適用対象となっている。

以上を踏まえると、予想信用損失適用指針案の開示規定について、予想信用損失モデルの対象になる契約資産及びリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分に対してどのように適用するのかについて、明確化することが必要であると考えられる。

(3) 日本独自のオプションを適用した場合の注記について

本公開草案では、IFRS 第 9 号には存在しない日本独自のオプションが複数定められているものの、予想信用損失適用指針案においては、「簡素化された予想信用損失の算定方法」以外のオプションに係る注記に関する明確な定めが置かれていない。

今回の基準開発の最大の目的は、金融商品会計について国際的な整合性を確保することであると理解している。しかし、財務諸表利用者が開示された財務諸表から、金融商品の減損に関して IFRS 第 9 号と同じ会計処理方法を適用しているか否かを容易に判別できない場合には、今回の基準開発の目的が十分に達成されないおそれがある。

したがって、IFRS 第 9 号とは異なる日本独自のオプションを適用している場合には、当該オプションを適用している旨、及びその適用範囲について、財務諸表利用者が理解できるような情報（※）を注記することを要求すべきであると考えられる。

(※) 例えば、金融商品実務指針案第 137 項に従い、金融保証契約に係る①予想信用損失の金額と②発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱う場合には、それぞれの貸借対照表価額を開示するなど、過大な実務負担を伴わない範囲で当該オプションの適用範囲を明確に示すことが可能であると考えられる。

なお、本公開草案で日本独自のオプションが設けられている趣旨は、主として実務負担の軽減に配慮したものと理解している。しかし、IFRS 第 9 号との違いが開示されない場合、IFRS 第 9 号と同等の会計処理を適用している企業とそうでない企業とを財務諸表利用者が識別することが困難となる。その結果、IFRS 会計基準準拠により国際的な説明責任を果たしている企業であっても、利

ユーザーの誤解により正当な評価を受けられず、資金調達等に不利な影響を受ける可能性がある点が懸念される。

以上の観点から、日本独自のオプションの適用状況について、財務諸表利用者が適切に判断できるよう注記の充実を図ることが望まれると考える。

(4) 収益認識会計基準に準じて会計処理した場合の開示について

本公開草案では、一定の要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができることとされている（金融商品実務指針案第 57-10 項）。また、先に質問 4（償却原価に係る会計処理に関する質問）の(3)でコメントしたとおり見直しが望ましいと考えているものの、本公開草案では、組成した貸付金等のうち発生時の認識時に信用減損していないものについて、償却原価の適用に際して実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができ、この場合、実効金利の不可分な一部である手数料は収益認識会計基準に準じて収益を認識するとされている（金融商品実務指針案第 105-2 項）。

しかし、これらの手数料について単に「収益認識会計基準に準じて会計処理する」と定められているだけでは、開示についても収益認識会計基準に準じた取扱いが求められているのかが明確ではない。認識及び測定において収益認識会計基準に準じるのであれば、注記においても同様の取扱いとするのが合理的であると考えている。

したがって、実効金利法に含めない手数料を収益認識会計基準に準じて認識・測定する場合には、開示に関する取扱いについても収益認識会計基準に準じる旨を明確に規定することが望まれると考える。

質問 6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 6-2（経過措置に関する質問）

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

ただし、IFRS 会計基準任意適用企業向けの経過措置の要否を検討・整理し、その結論を「結論の背景」に明示すべきであると考えている。

企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針(以下、「新リー

ス適用指針」という。)」（2024年9月公表）第134項では、IFRS会計基準を連結財務諸表に適用している企業（又はその連結子会社）が当該企業の個別財務諸表に新リース会計基準を適用する場合、実務上の負担を軽減する観点から、IFRS第16号の経過措置又はIFRS第1号の免除規定を適用できる旨が定められている。

一方、今回の金融商品会計基準の改正では、「信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定」（予想信用損失適用指針案第96項）や「実効金利法の適用」（金融商品実務指針案第206-2項）等について経過措置が設けられているものの、IFRS会計基準を連結財務諸表に適用している企業（又はその連結子会社）向けの経過措置は設けられず、その必要性を検討したかどうかについての記載もない。

例えばIFRS会計基準を連結財務諸表に適用している企業（又はその連結子会社）が、IFRS第9号第7.2.11項に基づく「実効金利法」に関する経過措置を適用していた場合において、本改正基準の適用時に金融商品実務指針案第206-2項の経過措置を個別財務諸表に適用すると、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる償却原価に基づく会計処理が必要となる。このようなケースでは、実務上の負担を軽減する観点から、個別財務諸表でもIFRS第9号の経過措置を適用できるようにすることが考えられる。

IFRS会計基準を連結財務諸表に適用している企業（又はその連結子会社）に対する経過措置の検討・整理は、IFRS会計基準の任意適用が認められている日本において、新たな日本基準を設定する際に不可欠であり、基準開発のデュー・プロセス上の重要事項である。

したがって、今回の金融商品会計基準の改正においても、IFRS会計基準任意適用企業を念頭に置いた経過措置の必要性について検討・整理を行ったうえで、仮に当該経過措置を設けないとの結論に至った場合でも、その理由を含め「結論の背景」に明確に記載することが適切であると考えます。

質問7（設例及び開示例に関する質問）

本公開草案における設例及び開示例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以下の点について、ご検討いただきたい。

- (1) 予想信用損失モデルの導入が財務報告の情報の質をどのように向上させるのかについても、予想信用損失適用指針案の「結論の背景 経緯」等において、明確に記載することが望ましいと考える。
- (2) IFRS第9号の定義と異なる意味で「償却原価」を用いている点について、用語変更または背景説明の明確化が必要であると考えます。

- (3) 債務保証契約のうち金融保証契約に該当しないものの会計上の位置付けが不明確とならないようにするとともに、関連基準における「債務保証」から「金融保証」への読み替えが必要な範囲についても適切に整理し、基準上明確化すべきであると考えます。
- (4) 金融商品実務指針案第 118 項の第 2 段落末尾の表現については、「貸付額」ではなく「償却原価」へ文言を修正すべきであると考えます。
- (5) 予想信用損失適用指針案第 8 項、第 34 項(2)、第 48 項における各項目の表現について、推定と反証の書きぶりの統一、主体が明確な文言への修正、固定金利に関する実効金利の考え方の補足など、基準の理解可能性を高める観点から表現の見直しを行うことが望ましいと考えます。
- (6) 予想信用損失適用指針の適用にあたり、我が国の監督指針との関係性について監督当局と連携のうえ明確化すべきであると考えます。

(1) 予想信用損失モデルの導入の意義と財務報告への効果について

他の会計基準（例えば新リース会計基準等）においては、その開発経緯として、国際的な会計基準との整合性のみならず、財務諸表利用者のニーズ等にも言及されている。一方、予想信用損失適用指針案の「結論の背景 経緯」（BC1 項から BC4 項）では、我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとする点に主眼が置かれており、財務報告における情報の質の改善にどのように寄与するのかについて記載されていない。

国際的な整合性は重要な考慮要素であるものの、新たな基準の導入は実務に変化と負担を伴うため、そのコストに見合うだけ会計情報の意思決定有用性を高めるものであることが求められる。本件基準の開発・設定においても、財務諸表利用者のニーズに応えるものであり、かつ導入自体にメリットがあるからこそ採用されたものと理解しており、その背景や意図が基準上明示されることが望ましいと考えます。

この点、IFRS 第 9 号 BCE. 122 項から BCE. 124 項では、予想信用損失モデルの導入による効果として、以下のような改善が示されている。これらは日本基準に予想信用損失モデルを導入する場合でも同様に期待される効果であり、それにより財務諸表利用者はタイムリーで将来見通しを反映した透明性の高い情報に基づき、より適切な経済的意思決定を行うことが可能になると考える。

- ・ 予想信用損失のより適時の認識
報告日現在の金融商品に係る信用損失の予想を反映し、信用リスクの変動を財務報告に適時・適切に反映することができる。
- ・ 将来見通しを反映した情報による財務報告の有用性向上
将来予測的な情報を含む広範囲の情報を活用し、予想の変化に応じて予

想信用損失の見積りを見直すことで、財務報告の有用性が高まる。

- 信用リスク管理プロセスの理解促進
企業の信用リスク管理プロセス及び金融商品に固有の信用リスクを理解するためのより多くの情報を提供する。

(2) 「償却原価」という用語について

IFRS 第9号では、「償却原価」は貸倒引当金控除後の金額を指す。一方、金融商品実務指針案第57項(3)では、「償却原価」は貸倒引当金を考慮しない金額として定義されており、これに基づき、例えば金融商品会計基準案第14項では「貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。」などの規定が設けられている。

今回の改正は、国際的な会計基準との整合性を図ることを目的としたものであるにもかかわらず、同一の用語に異なる意味を持たせる取扱いは、日本基準に基づく英文財務諸表の利用者などに混乱を生じさせるおそれがある。また、IFRS 会計基準を任意適用している企業の有価証券報告書においては、連結財務諸表(IFRS 会計基準)と個別財務諸表(日本基準)で「償却原価」の意味が異なることとなり、利用者の理解可能性を損なう懸念がある。

このため、本改正案における「償却原価」という用語を他の名称に変更する(例えば「貸倒引当金控除前償却原価」等)こと、又はIFRS第9号における「償却原価」と意味が異なる点を「結論の背景」等に明確に記載することが考えられる。

(3) 金融保証契約に該当しない債務保証契約について

① 金融保証契約に該当しない債務保証契約の会計上の位置付け

本公開草案では、金融商品実務指針案第15項における「債務保証契約(信用状による与信を含む。)は、金融商品であり、金融商品会計基準の対象である。」という規定を削除する提案がなされている。一方、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」第2項では、「債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するものである。」と定義されており、その対象は「金銭債務」に限定されていない。

これに対して、金融商品会計基準案第26-2項(注8-2)では、金融保証契約に係る規定が設けられ、「金融保証契約とは、特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないこ

とにより契約保有者に発生する損失等を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行うことを契約発行者に要求する契約をいう。」と定義している。両者は表現に違いがあるものの、支払不履行より生じる損失を補償する契約という点では概ね一致していると考えられる。

しかし、銀行が行う債務保証には、借入金に対する保証のほか、工事等における履行保証が含まれている。履行保証の中には、契約内容によっては金融保証契約の定義に該当しないケースも存在すると考えられる。

また、IFRS 第 9 号においても、金融保証契約の範囲にどのような保証が含まれるかについて多くの議論があり、日本基準においても同様に、金融保証契約に該当するか否かが明確に判断できない債務保証の存在が想定される。特に、日本基準の定義における「損失等」の「等」が具体的に何を含むか明確でないため、解釈の幅が広く、特定の保証が金融保証契約に該当するか否かの判断が難しい状況が生じ得る。

以上より、債務保証契約と金融保証契約は必ずしも一致しておらず、金融保証契約に該当しない債務保証契約も確実に存在すると考えられる。したがって、金融商品実務指針第 15 項の削除により、金融保証契約に該当しない債務保証契約の会計処理が不明確となるため、同項を削除せず維持する、又は別途他の基準で規定を設けるなど、金融保証契約の定義に該当しない債務保証契約の扱いについて明確化するべきであると考えられる。

② 関連基準における「債務保証」から「金融保証」への読み替え

本公開草案では複数の会計基準等において「債務保証」を「金融保証」へ読み替える改正又は修正が提案されているが、いくつかについては読み替えが適切でないと考えられる。

- 企業会計基準適用指針第 13 号・第 15 号の例

企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」では、開示対象が改正前は「債務保証等」とされていたところ、改正案では「金融保証契約による保証等」とされている。

また、企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」では、開示対象が改正前は「債務保証(中略)の額」とされていたところ、改正案では「金融保証契約(中略)の額」とされている。

これらの読み替えは、金融保証契約の定義に該当しない債務保証を開示対象から除外することとなるため、このような開示の縮小は、今回の金融資産の減損に関する会計基準の開発が意図するところではないと考えられる。

- ・ 移管指針第 10 号の例

移管指針第 10 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」では、譲渡人からの継続的関与を検討する際の具体例として、修正前は「債務保証」とされていたものが、修正案では「金融保証契約による保証」とされている。

しかし、継続的関与の判断においては、金融保証契約に該当するか否かにかかわらず、金融保証契約に該当しない形式の債務保証が存在する場合にも本来検討対象とすべきである。

これらの点を踏まえると、上記については、「債務保証等」を「金融保証契約による保証等」に読み替える改正又は修正案は取り下げることが適切であると考えられる。

さらに、以下の会計基準等における同様の読み替えについても、個別に適否の検討が必要である。

- ・ 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」
- ・ 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
- ・ 実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」
- ・ 移管指針第 7 号「持分法会計に関する実務指針」

(4) 金融商品実務指針案第 118 項の第 2 段落末尾の改正提案漏れについて

金融商品実務指針案第 118 項の第 2 段落末尾に記載された「ただし、貸付金の帳簿価額は、貸付額から貸倒引当金を控除した後の金額である」という文言は、本改正に伴う統一的な表現に照らすと、「ただし、貸付金の帳簿価額は、償却原価から貸倒引当金を控除した後の金額である」と改められるべき箇所であるにもかかわらず、修正案に修正が示されていない。

したがって、当該部分は改正提案の漏れと考えられ、文言の修正が必要である。

(5) 表現の見直しについて

① 予想信用損失適用指針案第 8 項の表現について

第 8 項における「反証できる場合を除き、・・・推定する」という表現は、一般的に、「推定は反証可能なもの」として用いられる趣旨からはやや不自然に見える。加えて、第 10 項においては「・・・推定する。ただし、・・・この推定を反証することができる。」と記載されており、基準内

で表現が統一されていない。したがって、第 8 項についても、例えば「・・・推定する。ただし、・・・この推定を反証することができる。」といった表現に見直し、他の規定と整合的にすることが望ましいと考える。

② 予想信用損失適用指針案第 34 項(2)の表現について

「貸付を実行した場合に受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー」という文言は、基準の趣旨をより明確に伝える観点からは、若干説明が省略されている印象がある。例えば、「貸付を実行した場合において、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー」とすることで、主体がより明確となり、理解しやすい表現になると考える。

③ 予想信用損失適用指針案第 48 項の表現について

「債権等が変動金利である場合には、期末における実効金利を用いる。」と規定されているが、この表現のみでは固定金利の場合の取扱いが読み手に必ずしも明確ではない。固定金利の場合の実効金利の考え方や、変動金利との違いについて補足記述を追加するなど、解釈上の齟齬を避ける観点での表現の見直しが望ましいと考える。

④ 金融商品実務指針案第 206-2 項の表現について

金融商品実務指針案第 206-2 項では、経過措置について「該当する貸付金及び重要な金融要素を含む債権並びに満期保有目的の債券ごと」に適用できる旨が定められている。しかし、この表現のみでは、当該経過措置の適用単位が、個々の契約（資産）単位を想定しているのか、あるいは貸付金等の金融資産の種類（カテゴリー）単位を想定しているのか、読み手にとって必ずしも明確とは言えないと考える。

規定の趣旨に鑑みれば、実効金利法の遡及適用の可否は個別契約ごとに判断されるべきと理解しているが、解釈の相違による実務上の混乱を防止する観点から、適用単位をより明確に示す表現への修正が望ましいと考える。

(6) 監督当局との連携について

予想信用損失モデルの導入は、特に金融機関における信用リスク管理及び財務報告に大きな影響を及ぼすと考えられる。我が国の金融機関の実務は、会計基準のみならず、金融庁が定める監督指針に基づいて構築されている側面が大きく、信用リスク管理や予想信用損失の算定実務は、会計基準と監督指針の双方を整合的に運用することが求められる。そのため、両者に乖離が生じた場合、実務において大きな混乱が生じるおそれがある。

したがって、我が国の会計基準に予想信用損失モデルを導入するにあたっては、金融機関における実務運用が円滑となるよう、予想信用損失適用指針と監

督指針との関係性について、監督当局と十分に連携し、整合性を確保することが重要である。

例えば、監督指針である「主要行等向けの総合的な監督指針」等では、一定の条件を満たす場合、債務者に有利となる取決めを行っても貸出条件緩和債権に該当しないとされている。他方、予想信用損失適用指針案第 28 項(3)では、「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」は、信用減損金融資産に該当する証拠の一つと位置付けられている。

このように、会計基準と監督指針では制度趣旨や判断の枠組みが異なる部分があるため、実務における取扱いが不整合となる可能性がある。予想信用損失モデルの導入を円滑に進めるためにも、上記の点を含め、監督当局との連携を図り、両者の関係性を明確にさせていただくことが望ましいと考える。

質問 9 (補足文書 (案) に関する質問)

補足文書 (案) に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以下の点について、補足文書への追加を検討いただきたい。

- (1) 貸倒実績率に基づく予想信用損失の算定に関しては、予想信用損失適用指針案設例 8 に加え、従来の日本の会計実務や本公開草案における日本独自のオプションを踏まえた補足文書を整備することが望ましいと考える。
- (2) 海外の IFRS 会計基準の実務にも前例がなく、日本基準でのみ「予想信用損失の算定」や「実効金利法の適用」が必要となるケースに関して、補足文書としてガイダンスを整備することが望ましいと考える。
- (3) 金融保証契約の会計処理については、本公開草案に定める測定モデルが従来の実務と大きく異なり、実務上の理解が難しい点があるため、具体的な数値例等を含む補足文書を整備することが望ましいと考える。

(1) 貸倒実績率の算定に係る補足文書について

本公開草案では、従来の貸倒実績率法に係る設例（現行金融商品実務指針設例 12）や Q&A（現行金融商品 Q&A Q41）の削除が提案される一方、新たに予想信用損失適用指針案に設例 8（貸倒実績率に基づく 12 か月の予想信用損失の算定）が設けられている。この設例 8 は、IFRS 第 9 号に掲載されている設例 9 に基づくものであり、実効金利法が適用され、未収利息も不計上とならない前提（すなわち日本独自のオプションが適用されていない前提）となっている。

しかし、貸倒実績率の算定は、利息の計上方法、実績損失額の定義、分母となる母集団や集計範囲の設定等により大きく異なり得る。適切な予想信用損失を算定するには、これらの前提を踏まえた分母・分子の設定が必要である。そ

のため、IFRS 第 9 号に掲載されている設例のみでは、多くの企業において貸倒実績率の算定方法が不明確となり、実務上にばらつきが生じ、混乱を招くおそれがある。

本改正後は、PD・LGD法を採用する一部の金融機関を除き、多くの日本企業が貸倒実績率を利用して予想信用損失を算定することが想定される。また、本改正の適用対象は国際的な資金調達を行う企業に限定されないため、大手企業のみならず幅広い企業が利用できる解説が必要である。基準移行の負担を軽減する観点からも、分かりやすい事例解説の提供が望まれる。

この点、IFRS 第 9 号との整合性を目指す会計処理を導入する一方で、IFRS 第 9 号とは異なる設例を会計基準や適用指針に織り込むことは、日本独自の解説を開発することになり得るといふ懸念は理解できる。しかし、従来の日本の実務では、多くの企業が現行金融商品実務指針設例 12 の内容を参考に実務を構築してきた経緯がある。したがって、補足文書において、今回削除が提案されている設例 12 と同程度の粒度の内容を反映した具体的な事例解説を示すことが強く望まれる。

さらに、以下のような点についても、従来の日本の会計実務や本公開草案の日本独自オプションを踏まえた補足的な解説が有用であると考えらる。

① 1 年の貸倒実績率と 12 か月の予想信用損失

従来の「1 年の貸倒実績率」は「その債権から 1 年以内に生じる貸倒損失」を分子として算定されており、一部企業では現行金融商品 Q&A Q41 に従って個別貸倒引当金繰入額を貸倒損失額に含める手法が採用されていた。

一方、予想信用損失適用指針案における 12 か月予想信用損失はデフォルトが期末後 12 か月以内に発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額について、デフォルトが発生する確率で加重して算定したものであり、企業が今後 12 か月間にデフォルトが発生すると予測している債権等について生じる全期間の予想信用損失とも、また、今後 12 か月にわたり予測されるキャッシュ・フローの不足額とも異なる（同適用指針案 BC75 項）概念である。従来にない新しい概念であるため、どのような計算が 12 か月予想信用損失の算定に相当するのか、現行金融商品実務指針設例 12 と同程度の平易な数値例を用いた解説が強く望まれる。

② 受取利息不計上オプションの適用

上述のとおり、予想信用損失適用指針案に導入されている設例 8 は、IFRS 第 9 号の設例 9 を基礎としたものであり、実効金利法が適用され、かつ受取利息が不計上とならないことを前提としている。すなわち、設例 8 におけるグループ X の償却原価 800 千円に対し貸倒実績（現在価値）600 千円となるケースは、元本及び利息の双方について 75%が比例的に回収不能

である状況を前提としている。

一方、本公開草案では、「信用減損金融資産に係る受取利息については不計上とすることができる」日本独自のオプションが提案されている（金融商品実務指針案第 120 項）。このオプションを適用すると、受取利息を計上しないことになるため、貸倒実績率の分子・分母の構造自体が設例 8 とは異なる。したがって、適切な予想信用損失を算定するためには、設例 8 とは別の前提にも基づく貸倒実績率の算定が必要となる。

しかしながら、質問 4（償却原価に係る会計処理に関する質問）(7) でもコメントした通り、受取利息不計上オプションを適用した場合の償却原価の概念自体が本公開草案では明確に整理されておらず、受取利息を不計上とした場合に、基準としてどのような貸倒実績率算定が想定されているのか理解することは困難である。

③ 基準移行時の実務負担軽減のための措置

予想信用損失の概念に基づいて貸倒実績率を算定するには、新たなデータ整備等が必要となり、強制適用までに十分な過去データが揃わない可能性がある。また、従来の日本の実務では、現行金融商品会計基準（注 9）に従い未収利息を不計上としていた場合、貸倒実績率の分母から未収利息を除いて計算していた。その結果、回収の多くが元本回収に充当されることとなり、未収利息を含めて計算した場合に比べて回収率が高く（すなわち貸倒実績率は低く）算定されていた。このようなデータしか保有しない企業が、改正後の実効金利法を前提とした貸倒実績率を算定する場合、理論的には補正が必要となる。

以上を踏まえ、以下のような経過措置等を検討する必要があると考える。

- ・ 従来の貸倒実績率の算定・適用を当面認める
- ・ 従来の貸倒実績率データを利用しつつ、新たな概念に基づく予想信用損失を算定するうえで許容可能な簡便的方法を提供する

実務負担が過度とならないよう、適切なガイダンスの提供が望まれる。

(2) 海外の IFRS 会計基準の実務でも前例のない「予想信用損失の算定」や「実効金利法の適用」に係る補足文書について

今回の改正案では、金融商品の分類及び測定に関しては最小限の見直ししか行わないことが提案されている。そのため、キャッシュ・フローに複雑又は特殊な条件が付されており、IFRS 第 9 号であれば SPPI 要件を満たさず実効金利法の適用対象とならない金融資産（※）であっても、法的形式として「債権」に該当する場合には、予想信用損失の算定対象となり、かつ原則として実効金利法の適用対象になると理解している。

(※) 例えば、①永久劣後ローンや、②業績連動型など元本・金利が変動性にさらされているものの組込デリバティブが区分処理されない債権（すなわち、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」第 3 項の 3 要件のいずれかを満たさない場合）

このような債権は、キャッシュ・フローの複雑性や特殊性に起因して予想信用損失の算定や実効金利法の適用が著しく困難となる可能性があり、以下の理由から不当に過大な実務負担を招くことが懸念される。

- ・ 海外の IFRS 会計基準の実務にも前例がないため、実効金利の具体的な算出方法等について実務の混乱が生じるおそれがあること。
- ・ キャッシュ・フローの見積りが多くの仮定や不確実性を伴うものとなり、その結果得られる貸借対照表価額（償却原価から予想信用損失を控除した額）が必ずしも財務情報として有用とは限らないこと。
- ・ 将来的に金融商品の分類及び測定の改正が行われる際、SPPI 要件を満たさない金融資産について公正価値測定を要求する IFRS 会計基準との整合性から、償却原価が最も適切な測定ベースであるか、また時価による測定を選択を認めるべきかなどが検討される可能性があり、その場合、現在の取扱いが、一時的な負担となる可能性があること。

以上を踏まえると、このような特徴的な債権については、過大な実務負担を避ける観点から、補足文書において「予想信用損失の算定方法」及び「実効金利法の適用方法」に関するガイダンスを整備することが必要であると考えられる。

(3) 金融保証契約の会計処理に係る補足文書について

本公開草案では、金融保証契約は、①予想信用損失の金額と②発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とすることが規定されている（金融商品会計基準案第 26-2 項）。この測定方法は、負債を二重に計上することを避けるという趣旨に基づくものであり、IFRS 第 9 号の考え方を参考に導入されたものである。

もともと、この測定モデルは、従来の日本基準における債務保証の取扱いとは大きく異なり、予想信用損失の見積りと、発生の認識時に計上された金額（前受保証料等）から収益認識済額を控除した金額とを継続的に比較し、高い方を帳簿価額とするという点に独特の難しさがある。特に、期間中の収益認識の進行と信用リスクの変動が相互に影響し合うため、文章による規定だけでは会計処理の全体像を理解しにくい場面が多いと考えられる。

したがって、企業が適切に会計処理を行えるよう、具体的な数値例を盛り込んだ補足文書を整備し、金融保証契約の測定の考え方と実務で留意すべきポイ

ントを明確に示すことが望ましいと考える。

以 上